

昭和63年4月15日 金曜日

鳥取県公報



鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当たる翌日)
が休日は、(当たる翌日)

鳥取県告示第四百五十五号
次の事項に係る建物における小売業の事業活動については、調整が行われることがあるので、大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律（昭和四十八年法律第百九号）第三条第二項の規定により告示する。

昭和六十三年四月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

届出者の名称 建物の名称 建物の所在地

トミタ電機株式会社	ホームセンター トピー吉成店	鳥取市吉成七七九一
-----------	-------------------	-----------

鳥取県告示第四百五十六号

次の事項に係る建物における小売業の事業活動については、調整が行われることがあるので、大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律（昭和四十八年法律第百九号）第三条第二項の規定により告示する。

昭和六十三年四月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

◇選管告示

- ◇告示 大規模小売店舗における小売業の事業活動についての告示（二件）（商工指導課）
- 土地改良区の役員の就退任（農村整備課）
- 土地改良事業の工事の完了（〃）
- 国土調査の成果の認証（〃）
- 林業種苗法による生産事業者の登録の失効（造林課）
- 都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧（二件）（都市計画課）
- 選管委員会の招集
- 政治団体からの届出事項に異動があつた旨の届出
- 指定団体の届出

届出者の名称	建物の名称	建物の所在地
トミタ電機株式会社	ホームセンター トピ-湖山店	鳥取市湖山町東二丁目一五〇一

鳥取県告示第四百五十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第十八条第六項の規定に基づき、次のとおり大誠土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

昭和六十三年四月十五日

鳥取県知事 西尾邑次

退任した役員の氏名及び住所

理	市	南	喜	東伯郡大榮町大字六尾三六
事	田	場	一郎	"
"	穂	喜	郎	"
"	山	一	喜	"
"	征	二	郎	"
"	隆	三	郎	"
"	原	四	郎	"
"	義	五	郎	"
"	信	六	郎	"
"	勸	七	郎	"
田	熊	八	郎	"
昭	昭	九	郎	"
光	光	十	郎	"
"	"	"	"	"
大字瀬戸三九三	大字西園一一五	大字六尾一七四	大字六尾三三八	大字東園三三八

監事　上田正美徳　川本信幸　金正夫　大字原八三〇　八一四
大字願三五六九　三六三

昭和六十三年二月二十六日退任

理事 南場 喜一郎 東伯郡大栄町大字六尾三三六

龜山征隆
大字西園一一五二

篠原義信

田 熊 昭 光
大字東園三三八一十一

金山正夫著

上月本編男主
三九
力宗廟八一四

山辺美德 大字瀬戸五六九

十三年三月十八日就任 任期四年

鳥取県告示第四百五十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第百十三条の二第一項の規定に基づき、次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

昭和六十三年四月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑

次

事業主体 西伯町上地改良区	土地改良事業の名称 農村総合整備モデル事業西伯(江原)	工事完了年月日 昭和六十一年三月二十七日
------------------	--------------------------------	-------------------------

鳥取県告示第四百五十九号

国土調査法(昭和二十六年法律第百八十号)第十九条第二項の規定に基づき、次のとおり国土調査の成果を認証したので、同条第四項の規定により告示する。

昭和六十三年四月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

調査を行つた時		成 果 の 名 称	調査を行つた地域を記入	登録番号
泊 村	昭和六十一年度 及び昭和六十二年			
泊村(大字園の一部)の地籍図	東伯郡泊村大字園の一部	昭和六十一年四月十二日	澤林業株式会社入	五百六十六
			白根義雄	小谷大平

により告示する。

昭和六十三年四月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

登録番号	生産事業者の氏名	住所	生産事業者の内	事業所の名称	事業所の所在地
五百六十六	白根義雄	池日野郡溝口町畠	穂の採取並びに外の苗及び幼苗の育成	白根義雄	日野郡溝口町畠
五百六十七	小谷大平	戸上八一七南町宮	"	苗畠	日野郡日南町神
五百六十八	澤林業株式会社入	内五六六一七南町宮	白根義雄	小谷大平	日野郡日南町神
五百六十九	木山良孝	日野郡日南町茶	苗畠	澤林業株式会社	日野郡日南町神
五百七十	高橋琢二	屋九六五日南町茶	木山良孝	入澤林業株式会社	日野郡日南町神
五百七十一	川西邦人	日野郡日南町福	高橋琢二	苗畠	日野郡日南町神
五百七十二	高橋琢二	万来一七四三日南町福	苗畠	木山良孝	日野郡日南町神
五百七十三	絹谷正雄	日野郡日南町福	木山良孝	高橋琢二	日野郡日南町神
五百七十四	遠藤頼穂	内九二〇一三日南町宮	高橋琢二	苗畠	日野郡日南町神
五百七十五	日野郡日南町一花	日野郡日南町福	木山良孝	木山良孝	日野郡日南町神
五百七十六	長谷川彰良	日野郡日南町一花	高橋琢二	高橋琢二	日野郡日南町神
五百七十七	日野郡日南町一花	日野郡日南町福	木山良孝	木山良孝	日野郡日南町神
五百七十八	"	"	"	"	"
五百七十九	良苗畠	苗畠	高橋琢二	高橋琢二	日野郡日南町神
五百八十	長谷川彰	遠藤頼穂	木山良孝	木山良孝	日野郡日南町神
五百八十一	良苗畠	苗畠	木山良孝	木山良孝	日野郡日南町神
五百八十二	"	花口	福万米	福万米	日野郡日南町神
五百八十三	"	宮内	茶屋	茶屋	日野郡日南町神

鳥取県告示第四百六十号

林業種苗法(昭和四十五年法律第八十九号)第十四条第一項の規定に基づき、次の生産事業者の登録が失効したので、同法第十六条第一項の規定に基

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用

する同法第二十条第一項の規定に基づき、米子市から米子境港都市計画公園の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、鳥取県土木部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

昭和六十三年四月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

昭和六十三年四月十九日（火）午前十一時
二 場所 鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県選挙管理委員室
三 議題

- 1 鳥取海区漁業調整委員会委員選挙の期日及び選挙期日の告示の日の決定について
- 2 明るい選挙推進協議会委員研修会について

鳥取県告示第四百六十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第一百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定に基づき、米子市から米子境港都市計画緑地の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、鳥取県土木部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

昭和六十三年四月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県選挙管理委員会告示第十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第七条の規定に基づき、次の政治団体から届出事項に異動があつた旨の届出があつたので、同法第七条の二第一項の規定により告示する。

昭和六十三年四月十五日

鳥取県選挙管理委員会委員長 友 松 五 郎

選挙管理委員会告示

政治団体の名称	異動事項	新	旧	年月日	届出
自由民主党境港市支部	代表者の氏名	足立統一郎	和田卓一郎	昭和六十年三月三日	支政黨の支部
自由民主党境港市合会支部	深田 岳彦	谷本 義正	"	"	"
県小売酒販組合					

鳥取県選挙管理委員会告示第十八号
昭和六十三年第四回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

坂野 重信	指定団体の届出をした者の氏名		公職の種類	指定期間	団体	所在地の主たる事務所	代表者の氏名	年月日
	氏名	出をした者						
参議院								
建信会	鳥取市天神町三八							
	岩谷 政春	昭和二年六月十日						

昭和六十三年四月十五日

鳥取県選挙管理委員会委員長 友 松 五 郎

鳥取県選挙管理委員会告示第二十号
 政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条第二項の規定に基づき、次のとおり指定団体の届出があつたので、同法第十九条の二第一項の規定により告示する。

日本社会党米子支部	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	大字江郡江尾一府町
環整連政治連盟	"	倉吉市金森町一一二	○三一五
鳥取県支部	平田 賢	米子市米原八四八一二	大字江郡江尾二一八
小林じゅん後援会	永田 卓夫	昭和二十年和六月十日	二三昭和五年和六月十日
"	浜本 博	昭和二十年和六月十日	"
会計責任者の氏名	岩谷 俊一	昭和二十年和六月十日	"
小林田鶴子	福田 尚三	昭和二十年和六月十日	"
青柳 寿久	"	昭和二十年和六月十日	"
"	"	昭和二十年和六月十日	"
"	"	昭和二十年和六月十日	"
		その他の政團	"